

平成 19 年 4 月 19 日

協力企業作業員の負傷について

東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

平成 19 年 4 月 18 日午前 10 時 45 分頃、定期検査中の 2 号機タービン建屋地下 1 階において、協力企業作業員が循環水系*の弁点検作業で使用した足場の解体作業を行っていたところ、誤って足場パイプ（長さ約 3 m×直径約 4 cm）を床面に落下させ、落下した当該パイプが跳ねて現場パトロールを行っていた別の協力企業作業員の右足太ももに当たり負傷しました。このため、業務車にて病院に搬送しました。診察の結果、「右大腿挫傷」と診断されました。なお、本人は診察後、事務所に戻りました。当該作業員に放射性物質による汚染はありません。

確認の結果、吊り具付きのロープを使用して、足場パイプ（1 本）に付いていた固定金具を落下防止用とし、吊り降ろしていた際、パイプ下端が仮設足場と接触しそうになったため、当該パイプに取り付けていたガイドロープを引いたところ、落下防止用とした固定金具の反対側に足場パイプが吊り具から抜け落ち、床面に落下したことがわかりました。

対策として、少量（数本）の足場パイプを吊り降ろす際は、パイプ下端を袋に入れてロープを巻いて降ろす等の落下防止処置を行うこととし、このことについて、作業要領書に明記いたします。

なお、本事例について、事例検討会を実施し再発防止を図ります。

以 上

*：循環水系

タービンを回した後の蒸気を復水器で冷却凝縮する際の冷却水としての海水を供給する系統。